

令和6年度 第8回  
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和6年（2024年）11月14日

日野市教育委員会

令和6年度第8回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和6年(2024年)11月14日(木)  
14時00分～14時17分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫  
委員 真野 広 委員 岩下 優美子

議事録署名委員 委員 真野 広

事務局出席者 教育部長 中田 秀幸 教育部参事 長崎 将幸  
(兼教育指導課長)  
教育部参事 田中 洋平 庶務課長 釜堀 亜矢子  
統括指導主事 前田 健太

傍聴者 1名

書記 庶務課庶務係長 岸本 洋輔  
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

真野 広

## 議事内容

### 議案

第 3 8 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

第 3 9 号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 請願審査

第 6-9 号 対都教委“君が代”5次訴訟（7月18日・東京地裁）での、心に響く原告の現・元教諭3人の本人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願

### 報告事項

第 2 3 号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 14時00分

[堀川教育長]

ただいまから、令和6年度第8回教育委員会定例会を開会いたします。  
なお、正留委員から、本日の定例会に際して欠席届が提出をされております。  
本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いをいたします。

本日の案件は、議案2件、請願審査1件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、請願第6－9号は議事の最後に審査したいと思います。また、議案第38号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第6－9号の審査は公開する議事の最後に行います。また、会議規則第10条により、議案第38号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議をいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第39号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第39号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書3ページを御覧ください。議案第39号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。日野市立学校設置条例の改正に基づき、規則の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。別表のうち、日野市立第四幼稚園を削除するものでございます。

4ページにお戻りください。付則でございます。

この改正につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、令和7年度に日野市立第四幼稚園に入園する4歳児における本規則第3条第2項の規定の適用について、同項中「2年保育」とあるのは「1年保育」とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。  
なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第39号は原案のとおり可決されました。

報告事項第23号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

#### ○報告事項第23号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

議案書11ページを御覧ください。報告事項第23号 行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。  
なければ、報告事項第23号を終了いたします。

請願第6-9号 対都教委“君が代”5次訴訟（7月18日・東京地裁）での、心に響く原告の現・元教諭3人の本人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

#### ○請願第6-9号 対都教委“君が代”5次訴訟（7月18日・東京地裁）での、心に響く原告の現・元教諭3人の本人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願

[釜堀庶務課長]

議案書7ページを御覧ください。請願番号、請願第6-9号、受付年月日、令和6年10月10日、件名、対都教委“君が代”5次訴訟（7月18日・東京地裁）での、心に響く原告の現・元教諭3人の本人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、8ページから9ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

それでは、事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

君が代の5次訴訟の100人規模の法廷での証人尋問、本人尋問はもう1回やっていますが、今回は、岡田正則先生ではなくて、不起立なされた御本人の現・元教諭への本人尋問が非常に感動的だったので、私はぜひこういうのを皆さんに知っていただきたいと思ったわけです。

2番のところ、具体的な内容として、『マスコミ市民』の10月号は、もうメールしてありますけれども、生徒から、幸子と、これ、ちょっと仮名ですけど、ファーストネームで呼ばれていた佐藤先生という家庭科の現職教員の方の証言をまとめてあるので、読んでいただいたと思うので、そこからエッセンスを絞ったのが1から5でございます。

(1)は、都教委や校長からの、あるいは生徒間で、生徒が生徒を不起立させないような圧力みたいなものがあるということです。

それから、(2)は、前から申しているように、君が代というのは「天皇の治世の永続を願う」ということですから主権在民に反する歌であると、私どもは、歌そのものが憲法違反であると、起立や斉唱の強制はもっと憲法違反と、こういうことでございますが、それに対して、自ら主体的に考えて不起立すると決意した生徒が――生徒が決意するんですよ、そういう子に対して教員が寄り添う行動をこの方は最終的にはなされたわけですから。

それから、3点目に、都教育長の都教育長だった横山洋吉氏、最近死去しましたがけれども、この人が、政治的中立性が厳しく求められるはずなのに、横山洋吉氏は自民党という特定の政党の、当時は扶桑社という右翼の教科書の採択を求める政治集会に数回登壇しているんです。東京と、あと私ども開示請求したら九州まで行ってやっているわけです。こんな人がつくった君が代通達、これはもう明らかに政治色の濃いものなわけです。そういう中で苦悩している生徒思いの教員に、注目してほしいと思います。

そういう意味で言うと、そういう教員は、道徳の内容の勇氣、博愛、信念、この辺りに当てはまるんじゃないかなど。特に6,000人の命のビザも、外務省の訓令に逆らってクビを覚悟でビザを書き続けた杉原さんと同じようなところがあると。道徳でやってほしいと思います。

それから4番目に、この先生は、10・23通達発出当時は30代前半ということで、当時変な人たちが、「不起立が何回か重なると免職になるよ」なんていうデマを流したものですから、都教委も最高裁判決後は「停職が上限だと思っていた」と言ったから、もちろんその停職というのと減給は、裁判で都教委は違法ということで取り消されておりますけれども、当初は「免職になる」なんていううわさが流れておりまして、「心と体を分

裂して」、この辺が堀川さんも注目してほしいんですよ、皆さん。「私の魂はここになり」ということで、結果的にこの方は起立しちゃったんですけど、最初ときは。「もう魂が抜け殻になる」と、ここまで教員を追い込むような君が代の強制というのはやっぱり間違っていると、文科省や都教委は。そう思います。

それから、5のところ。この佐藤先生は、そのときは起立しちゃったけれども、「一緒に座りたいと言っていた生徒が恨めしそうに見ていた」と、その生徒も最後は立っちゃったということで、やっぱり生徒間の同調圧力があつたわけですけども、佐藤先生は10年後には不起立なさつたわけですから、そういった勇気やすがすがしさというのは、やはり道徳で学ぶべきではないかと。

それから、6番のほうです。ここで、「不起立教員の真面目さ、苦悩」といった言葉を使いました。澤藤統一郎弁護士の話、「人格をかけて教員は取り組んでいる」と、不起立の裁判にですね。やっぱりこういうのを都教委は、「職務命令違反だ」と言って切り捨てるようなことはやめてほしいと思います。

それから、2-2のところ。大能（おおの）清子先生という方は、やっぱり生徒の間に「君が代強制に反対」が結構、定時制でもあるというんですね。「暴走族の歌みたいで怖い」とか、「君が代の歌詞を勉強してやっぱり嫌だ」とか、「宗教的理由」とか、「小中で強制された」とか、「祖父母・両親から聞いた」とか、そのようなことで同時圧力に。しかしながら、「同調圧力に勝てない生徒はやっぱり多い」という表現をしております。こういうことをぜひ酌むべきだと思います。そういうことで、文科省、都教委に意見書を出してほしいと。

あと、最後のほうですが、2-3の公的年金の引下げです。大能先生はあと1年働けるんですが、雇い止めに都教委はしちゃつたということで、やはりこういうような君が代の不起立で雇い止めするというのは、本当にロシアみたいでやっぱりよくないなと本当に強く思います。

最後、3番です。今度、じゃ、講師はどうかというと、川村佐和先生という方は大能先生より1年年上ですから、もう残念ながら、再任用は無理……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので説明をまとめてください。

[請願者]

再任用は無理であるけど、時間講師はできるはずなんですが、都教委が「賞罰欄」を「刑罰・処分歴欄」に変えてしまったので、こういうようなことで、はねていくというのはおかしいと思うので、皆さんからは、ぜひ、「賞罰欄」に戻すように言っていただきたい。とにかく、ロシアと違って、日本は思想の……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明を……。

[請願者]

まとめますと、思想・良心の自由、信教の自由、憲法を大事にしてほしいということで終わります。ぜひ質問をしてください。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いします。

[請願者]

ぜひお願いします。

[堀川教育長]

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

本請願は、私自身、不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は、2、具体的な請願・分析事項として2－1項から2－3項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願書をよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項について、日野市教育委員会として採択すべき具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

私もこの請願、しっかり読ませていただきました。また、今、請願者から御説明、ありがとうございました。

[請願者]

ありがとうございます。

[真野教育委員]

その上でありますが、この請願は、請願者の考えに基づく一方的な主義主張でありまして、請願を採択するに当たる正当な理由が私には読み取れませんでした。したがって、私は不採択、こう判断いたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

請願をよく読ませていただきました。また、今ほど請願者自身による説明も伺いました。ありがとうございました。

[請願者]

ありがとうございました。

[岩下教育委員]

その上で、当請願は不採択と考えます。理由についてですが、日野市教育委員会ですら上げるべき理由を見いだすことができなかったからです。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、対都教委“君が代”5次訴訟（7月18日・東京地裁）での、心に響く原告の現・元教諭3人の本人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第6－9号については、不採択とすることに決しました。

これより議案第38号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[堀川教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。なお、本件の終了をもって、令和6年度第8回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 14時17分